

伊佐市農業委員会 5 回総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 7 月 28 日 (木) 午前 9 時 01 分から 9 時 52 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (35 人)
会 長 15 番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	8 番委員	1 番推進委員	11 番推進委員
2 番委員	9 番委員	2 番推進委員	12 番推進委員
3 番委員	10 番委員	3 番推進委員	13 番推進委員
4 番委員	11 番委員	4 番推進委員	14 番推進委員
5 番委員	12 番委員	5 番推進委員	15 番推進委員
6 番委員	13 番委員	6 番推進委員	16 番推進委員
7 番委員	14 番委員	7 番推進委員	17 番推進委員
		8 番推進委員	18 番推進委員
		9 番推進委員	19 番推進委員
		10 番推進委員	20 番推進委員

4. 欠席委員 (0 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 9 番委員 10 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について

議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について

議案第 5 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時01分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成28年度第5回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆様おはようございます。
梅雨が明けましたが連日夕立ということで、作業が遅れる方もいらっしゃると思います。それと耕作放棄地の現地調査をお願いしているわけですが、暑い日が続いております。湿気も多いですので熱中症対策はして調査をお願いしたいと思います。
本日の出席人員は15人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
9番農業委員と10番農業委員をお願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知をお願いします。

事務局 報告 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。
資料の1ページから5ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が19件、農地法第3条による合意解約が1件ありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決

定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち利用権設定につきましてご説明いたします。8ページの総括表をお開き下さい。期間は3年から10年で、面積は田18,418㎡です。利用権の設定をする者の数10人、設定を受ける者の数5人です。土地の明細につきましては6ページから7ページの整理番号1番から10番の通りです。皆様方のご審議方よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。
委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、お諮りいたします。
議案第1号、事務局の報告のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について提案します。

整理番号1番・2番については譲受け人が同一ですので一括での担当推進委員の調査報告を求めます。

19番推進委員。

19番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号1番と2番について去る7月23日、申請人立会いをお願いしまして、現地調査を行いましたので19番推進委員が報告いたします。

申請人・OSさんは薩摩郡さつま町柏原に居住され、年齢は62歳で、当申請地の約100mのところ、グループホームHを経営されていま

す。

整理番号1番の渡し人・MSさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、自治会は小路自治会で年齢は78歳です。

整理番号2番の渡し人・KKさんは伊佐市菱刈徳辺に居住され、自治会は小路自治会で年齢は82歳です。

申請地・整理番号1番は伊佐市菱刈徳辺字坂ノ下1587番、地目は田、地積は1,371㎡で相手方の要望により規模拡大のための売買であります。

整理番号2番は伊佐市菱刈徳辺字坂ノ下1603、1604、1605番2の3筆で、地目は田、地積は3筆合計1,303㎡で相手方の要望により規模拡大のための売買であります。

所在地は、伊佐市菱刈庁舎から県道川西 菱刈線（市役所の前の道路）を吉松方面へ約2km行き、右折し市道 小路線を約150m行き左側のところであります。整理番号1番・2番は隣接しております。

受人の経営面積は7,918㎡でさつま町農業委員会の耕作証明書もついており取得可能面積であります。農業従事者は1名で、施設の職員に手伝いをもらい入居者のケアを兼ね申請地での農業体験をさせたいとのことでした。

整理番号1番・2番も管理された農地です。また経営意欲もあり、農機具等も完備されております。

以上のような理由により当申請・整理番号1番、2番は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、さつま町住民票、さつま町農業委員会耕作証明願、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして報告を終わります。

議 長 19番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番・2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手。

議 長	<p>よって整理番号1番・2番は、許可が決定しました。</p> <p>整理番号3番について、担当推進委員の調査報告を求めます。 4番推進委員。</p>
4 番 推 進 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号3番について、去る7月25日申請人の立会いのもと、現地調査を行いましたので推進委員4番が報告をいたします。</p> <p>申請人・YMさんは伊佐市大口平出水に居住され、自治会は向江自治会、年齢は61歳です。渡し人・KMさんは千葉県木更津市畑沢に居住され、77歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口平出水新平田623番1、地目は田、現況は水稻を植え付けてあります。地積は830㎡で、場所は平出水の鳥神山の近くになります。</p> <p>受人の経営面積は62,837㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で通作距離は約1km、現況はよく管理された水田であります。現地は吉永さんの田の横であり、現在、親戚の方が耕作していましたが、Kさんの要望により今回の申請となったものであります。</p> <p>Yさんは公務員・県職員であります。経営意欲は十分あり農機具等は全て管理されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付資料として全部事項証明書、字図等が添付されてあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>4番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。 よって整理番号3番は、許可が決定しました。</p>

議 長	<p>整理番号4番について、担当推進委員の調査報告を求めます。 15番推進委員。</p>
15番 推 進 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号4番につきまして去る7月25日、現地調査及び申請人への聞き取り調査をいたしましたので推進委員15番が報告いたします。</p> <p>申請人で受人のHYさんは伊佐市大口牛尾に居住、自治会は牛尾、年齢は79歳です。譲渡し人のHKさんは日置市伊集院町郡に居住、年齢は64歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口牛尾字長畑42番、地目は畑、地積は266㎡、申請地は申請人の居宅より南へ約300mに位置し、現況は荒れない程度管理された土地でした。</p> <p>申請理由は譲渡し人が日置市に居住されていて管理できないとの事で、譲渡し人の要望による所有権移転贈与であります。</p> <p>受人の経営面積は5,903㎡で取得可能面積であります。受人も高齢のこともあり畑作としての管理はきびしいので取得後は果樹を植え、管理したいとのことでした。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付資料として全部事項証明書、伊集院町の行政書士NA氏への委任状及び字図による現地図が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>15番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>全員挙手。 よって整理番号4番は許可が決定しました。</p>

議	長	整理番号5番について、担当推進委員の調査報告を求めます。 7番推進委員。
7 推 進 委 員	議	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号5番について、去る7月26日にTYさんのお姉さんの立会いのもと、現地調査を行いましたので、7番推進委員が報告いたします。</p> <p>申請人・TYさんは伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元で、年齢は55歳です。渡し人・YTさんは伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元で、82歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈荒田字貫瀬戸2062番33、他1筆。地目は田で、地積は1,630㎡で所有権売買であります。</p> <p>受人の経営面積は3,929㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、よく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、航空写真が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>7番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。 よって整理番号5番は、許可が決定しました。</p>
議	長	整理番号6番について、担当推進委員の調査報告を求めます。 5番推進委員。
5 推 進 委 員	議	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号6番につきまして去る7月25日に現地調査を行いましたので

5番推進委員が報告をいたします。

申請人・OMさんは伊佐市菱刈南浦に居住され、自治会は瓜之峰で年齢は68歳です。渡し人・OTさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は新町で年齢は87歳です。

申請地は伊佐市菱刈前目字黒板寺1474、地目は畑、地積は520㎡と伊佐市菱刈前目字黒板寺1475、地目は畑、地積は390㎡で合計910㎡、2筆とも所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は21,971㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は2筆共に自宅より1.5km程で、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等も完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長 5番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号6番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号7番・8番については譲受け人が同一ですので一括での担当推進委員の調査報告を求めます。

8番推進委員。

8 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、
推 進 委 員 整理番号7番について、去る7月26日15時より申請人Tさんと現地を確認いたしましたので、推進委員8番が報告をします。

受人・申請者はMKさん伊佐市大口里に居住され、57歳、自治会は奈良野。譲渡し人はKKさん、熊本市東区山ノ神に居住され、70歳。

申請地は、大口里字羽祢田島2296番4、田で198㎡です。ピンクロード沿いのパチンコダイナムの150mくらい市街地の自宅敷地に隣接しており、東が自宅・ピンクロード、南側が住宅、西側が農道兼住宅、北が水田であります。

現況は田であります。現段階はよく管理されておりました。相手方の要望・規模拡大、所有権移転売買によるものです。耕作意欲は規模拡大にむけ取り組んでおられ、農機具等も完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類は許可申請書と全部事項証明書、委任状、字図、それぞれ1部ずつ添付してあります。

続いて整理番号8番について、7月26日現地確認いたしました。

申請人が整理番号7番と同じ方のMさんです。渡し人はNAさん、伊佐市大口牛尾に居住され、89歳、自治会は奈良野。

申請地は、大口牛尾字川津原1185番1、田であります。地積は1,747㎡。他1筆849㎡で、合計2,596㎡、分筆されておりますが、現況は畦と田であります。稲を移植され管理されておりました。東は水田、南は小川があり堤防道路、北は水田であります。所有権移転贈与によるものです。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類は許可申請書、全部事項証明書、営農計画書、利用権設定申出書、委任状、字図、以上です。

委員の方々の審議をお願いいたします。報告を終わります。

- | | | |
|---|--------------|---|
| 議 | 長 | 8番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
はい。1番農業委員。 |
| 1 | 番
農 業 委 員 | Mさんの経営面積はいくらになりますか。 |
| 8 | 番
推 進 委 員 | 司法書士の所有権売買にあたる書類上で合わせて3,880㎡となっております。 |
| 議 | 長 | 今の質問は、7番・8番足しても30aに達していない、下限面積を超えていないから、そこはどうかというのでしょうかということ。 |

事務局 7ページの9番・10番に利用権設定が書いてあります。合算すれば30a以上になります。

議長 他にご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号7番・8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7番・8番は許可が決定しました。

議長 整理番号9番について、担当推進委員の調査報告を求めます。
6番推進委員。

6番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号9番について、代理人のTさん立会いのもと7月23日に調査をしましたので6番推進委員が報告いたします。

申請人のBKさん82歳は、伊佐市大口大田に居住され、自治会は郡山です。経営面積は4,021㎡です。

申請地は伊佐市大口大田字鶴ノ前1482番の田、785㎡です。この田はBさんが耕作されており、友人のKTさんから贈与で取得されます。Bさんは高齢なので、息子さんが耕作されるとのことです。

農機具等は全て自己所有されており、農地法第3条の取得適格者であると同時に農地の取得につきましては、問題はないと判断しましたので、本日許可してくださるようお願い申しあげまして、報告を終わります。

議長 6番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。

整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号9番は、許可が決定しました。

議長 整理番号10番について、担当推進委員の調査報告を求めます。
13番推進委員。

13番推進委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号10番について去る7月24日申請人と申請人のお父さん立会いのもと、現地調査を行いましたので、13番推進委員が報告いたします。

申請人で受人のTHさんは、伊佐市大口目丸に居住され、自治会は上目丸で、年齢は44歳です。譲渡し人のOMさんは大阪市西淀川区御幣島に居住され、年齢は66歳です。

申請地は伊佐市大口篠原字島巡り1859番地、地目は田、地積は909㎡、他3筆で、合計5,698㎡で、所有権移転は売買であります。

申請地は、元北さつま農協篠原出張所より北東に約500m、隣には実家とは倉庫があります。

受人の経営面積は75,611㎡であり、取得可能面積であります。また、経営意欲もあり、農機具等も揃っております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図、住民基本台帳、住民票等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 13番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号10番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号10番は、許可が決定しました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、申請件数10件について、10件の許可が決定しました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について。

整理番号1番について担当推進委員の報告を求めます。

3番推進委員。

3番推進委員 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号1番について去る7月25日3番農業委員と17番推進委員と私の3人で、申請人MM氏の依頼により現地の調査をいたしました結果を3番推進委員が報告をいたします。

申請地は大口下殿字須和野474番2の地目は田で面積1,416㎡であり、市道の須原から森林組合への途中で羽月のファミリーマートの前・国道267号から森林組合に向かって約1kmのところに現地があり、現況は田であります。東側は市道を挟んで宅地及び山林、北側は山林、西側も山林、南側は田であります。申請人が鹿児島市在住の為、今後田としての管理が難しく周辺も山林の為、今後ヒノ木を植林し管理して行きたいとのことでありました。添付書類として、申請書、全部事項証明書、被害防除計画書及び誓約書、資金証明等が添付してあります。調査の結果、当申請について3名で協議した結果、適切であると判断しましたが、委員の皆様の審議方よろしく申し上げます。以上報告を終わります。

議長 3番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

はい。5番。

5番農業委員 なしの声が出ないのは、調査をされた結果、現地を見た結果、妥当であると思われたのか、お願いします。

1 7 番
推 進 委 員 一緒に現地調査をした17番推進委員です。
Mさんが鹿児島市に住んでおり、この畑も管理が行き届かなくなるの
で、山林にしたいという事で検討したわけであります。
市道を挟んで西側も山林になっており、両サイドの北・南も雑種地と
して草ぼうぼうであります。そういう関係で山林にしたいとのことであ
ったので、われわれ3人で検討した結果、妥当という事で決定いたしま
した。以上です。

議 長 17番推進委員の補足説明がありました。意見・質問等がございま
すか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番について、意見の決定並びに許可に賛成の農業委員の挙
手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可が決定しました。

議 長 整理番号2番について、担当推進委員の報告を求めます。
1番推進委員。

1 番
推 進 委 員 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決
定並びに許可についてのうち、整理番号2番について去る7月25日、
11番農業委員と20番推進委員と私11番推進委員で、申請人KA氏
立会いのもと、共同調査をいたしましたので11番推進委員が報告をい
たします。

申請人KAさんは伊佐市菱刈花北に居住し、小売業・いわゆる金物店
と建設業をされており、年齢は67歳で自治会は重留西であります。

申請地の所在地は伊佐市菱刈田中字崎山1417番20で地目は畑、
地積が4,686㎡であります。農地区分は2種農地となっており、転
用目的は、鳥獣被害により畑として利用困難になったことから、くぬぎ
を植林したいものです。

申請地の所在地は、楠本公園の近くにありまして、資料の14ページ

に具体的に表示してあります。周囲に与える影響はないと思われま
す。畑に地目がなっておりますが、ほとんど雑種地でございます、影
響はないと思われま

す。添付書類としては土地の全部事項証明書、配置図、字図、事業計
画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、資金証明書等が
提出されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見により適切
であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願
いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 1 番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号 2 番について、意見の決定並びに許可に賛成の農業委員の挙
手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号 2 番は、意見の決定並びに許可が決定しました。

議 長 議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決
定並びに許可について、申請件数 2 件については、意見の決定並びに許
可 2 件が決定しました。

————— 議案第 4 号 —————

議 長 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決
定並びに許可について。

整理番号 1 番について、担当推進委員の報告を求めます。

7 番推進委員。

7 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決
議 推進委員 定並びに許可についてのうち、整理番号 1 番について、去る 7 月 2 5 日
に 1 5 番推進委員と私 7 番推進委員と行政書士立会いのもと、共同調査

をしましたので7番推進委員が報告をいたします。

申請人・受人のS Iさんは伊佐市菱刈市山に居住し、自営業をされており、年齢は67歳で、自治会は東市山であります。渡し人のSNさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は95歳で、自治会は重留西です。

申請地の所在地は伊佐市菱刈重留池之原1315番1、地目は畑で、地積は464㎡で、農地区分は2種農地で所有権移転売買です。伊佐農林高校の野球場の北東側約100mに位置しており、南側は宅地、北側に宅地、西側に宅地、東側に管理道路が入っています。転用目的は、プレハブの展示場となっておりますが、立地条件が最適な当該農地に建築をしたい、今後畑作の予定もないという事から、今回の申請となり許可を得ようとするものです。以上、周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、土地の全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、残高証明書、字図、配置図、転用に関する誓約書、委任状が添付してあります。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いまして、私の報告を終わります。

議 長 7番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号1番は、意見並びに許可が決定しました。

議 長 整理番号2番について、担当推進委員の報告を求めます。
13番推進委員。

1 3 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、整理番号2番につきまして、去る7月25日、申請人の代理人で行政書士のSMさんの立会いのもと、農業委員15番、

6番推進委員、私13番推進委員の3名で共同調査を行いましたので、私13番推進委員が報告いたします。

譲受人・NSさんは伊佐市大口原田にお住まいで、自治会は西原です。譲渡し人・KIさんは宮崎市吉村町平塚甲にお住まいです。申請地は、所有権移転売買で、転用目的は共同住宅となっております。

申請地は、大口青木西原木場3027番18と3029番1、地目は畑で514㎡と661㎡、合計1,175㎡です。農地区分は、第1種農地となっておりますが、周囲に住宅があることから集落接続施設に該当すると思われます。

申請地の所在地は、南九州酒販より東側に300mに位置しており、南側は道路隔てて共同住宅、西・北側は住宅、東側は田であり、周囲に与える影響はないと思われます。

添付資料として、土地の全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、配置図、平面図、隣接土地所有者の共同住宅建設に関する同意書、転用に関する誓約書、融資予定証明書、行政書士Sさんへの委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3人の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方、よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 13番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号2番は、意見並びに許可が決定しました。

議 長 整理番号3番について、担当推進委員の報告を求めます。
19番推進委員。

1 9 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決

農 業 委 員	<p>定並びに許可について、整理番号3番につきまして去る7月25日、申請者の株式会社 Mの代理人行政書士TRさんの立合いにより農業委員6番委員、推進委員12番委員、私19番推進委員の3人で共同調査を行いましたので、19番推進委員が報告いたします。</p> <p>譲受人は、鹿児島市西別府町の株式会社 Mであります。譲渡し人は伊佐市菱刈川北にお住まいのHKさんであります。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市菱刈川南字小廣田1492番1と1493番1の2筆で地目は畑、地積は2筆の合計で1,337㎡であります。本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であり、農地区分は農用地区域外・第2種となっております。</p> <p>申請地の所在地は、旧湯之尾駅跡の物産館横の川内川左岸の対岸に位置しており、南側は市道、東側は山林、北側は河川敷、西側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数225枚、パネル設置総面積は1,337㎡、パネル設置容量は58.5kwを予定しております。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、残高証明書、地図、配置図、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書等、申請に必要な書類が提出されております。調査の結果、この申請については3名の調査委員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	<p>長 19番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	<p>長 なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	<p>長 全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、意見並びに許可が決定しました。</p> <p>整理番号4番について、担当推進委員の報告を求めます。</p> <p>5番推進委員。</p>

5 番
推進委員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号4番につきまして、去る7月25日、申請人の代理人・行政書士のTRさん立会いのもと、14番農業委員、5番推進委員の2人で共同調査を行いましたので、私5番推進委員が報告いたします。

譲受人は鹿児島市西別府町にお住まいのMTさんであります。これは株式会社Mの法人であります。譲渡し人は伊佐市菱刈前目にお住まいのOTさんで自治会は新町で年齢は87歳です。

申請地の所在地は伊佐市菱刈前目黒板寺1469番、地目は畑、地積は1,626㎡であります。本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であります。農地区分は2種農地でその他の農地となっております。

申請地の所在地は、菱刈小学校より西に1km程に位置しており、南側は川を挟んで道路、東側は畑、北側は山林、西側は竹藪であり、周囲に与える影響はないものと思われます。太陽光発電利用ですが、パネル設置枚数225枚、パネル設置面積が1,626㎡、パネル設置容量は50kwを予定しております。

添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、見積書、資金証明書、残高証明書、地図、配置図、字図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書等が添付されております。調査の結果、この申請について2名の調査委員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

5番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号4番は、意見並びに許可が決定しました。

- 議 長 整理番号5番について、担当推進委員の報告を求めます。
20番推進委員。
- 20番推進委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号5番につきまして、去る7月25日現地に行き、申請人・農事組合法人 下市山、組合長・MAさんの立合いのもと、1番推進委員、11番農業委員と私20番推進委員の3人で共同調査をしましたので、20番推進委員が報告をいたします。
受入・農事組合法人 下市山、伊佐市菱刈市山、渡し人・薩摩川内市永利町・KMさんは市外住民です。
申請地は・伊佐市菱刈市山字皮田599番2、地目は畑です。面積は561㎡で現状は農業倉庫であります。平成16年8月に設立されました。
添付書類・申請書、始末書、排水路放流契約書、配置図、全部揃っております。
調査の結果について、3名の調査員の結果において、適切であると判断しましたので、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして、以上で報告を終わります。
- 議 長 20番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。
よって整理番号5番は、意見並びに許可が決定しました。
- 議 長 整理番号6番について、担当推進委員の報告を求めます。
2番推進委員。
- 2番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決

推進委員 定並びに許可についての内、整理番号6番につきまして去る7月25日、申請人の奥さん立会いのもと、推進委員18番委員と2番委員の2人で共同調査をしましたので、2番委員が報告いたします。

譲受人OKさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は57歳であります。譲渡人NNさんは、出水市西出水町に居住し、年齢は86歳であります。本申請は、贈与による所有権移転で、転用目的は植林であります。

本申請地は、大口田代字石森1373番で、地目は畑、地積は1,108㎡であります。農地区分は第2種農地となっております。

申請地の所在地は、OKさん宅裏側の高台にある畑で、北と西側は山林、東側は田、南側は宅地と山林で、周囲に与える影響は無いものと思われまます。現況は40数年前より竹林となっており、始末書が添付されております。

添付書類として、全部事項証明書、字図、事業計画書、住民票、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、始末書、委任状等が提出されています。調査の結果、この申請について2人で協議しました結果、やむを得ないものと判断をいたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議長 2番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号6番について、意見決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号6番は、意見並びに許可が決定しました。

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、申請6件のうち、許可6件が決定しました。

————— 議案第5号 —————

議	長	議案第5号 非農地証明願について、提案いたします。 整理番号1番について、担当推進委員の報告を求めます。 18番推進委員。
1 2 番 推 進 委 員		議案第5号 非農地証明願について、整理番号1番について7月25日、推進委員2番と18番が、申請人の叔父にあたるAY氏立会いのもと、現地調査を実施しましたので、調査結果を18番推進委員が報告をします。 <p>現地・大口宮人東迫410番5、外1筆で面積は合計2,678㎡、地目は畑ですが、現況は山林化しており、畑地に復元するには困難なため、非農地証明願を申請されたものであります。現在申請人のBN氏は千葉県佐倉市城に居住されています。平成22年5月10日に父・BS氏から相続されています。</p> <p>非農地に至った原因は昭和48年に父親が名古屋市に移住したため、耕作不可能となり昭和50年代に杉と雑木の山林となってしまいました。農地性は喪失しています。農地への復旧は困難であり、2人で協議した結果、非農地と判断しました。周囲の状況は、南は雑木林、西は杉林、北は雑木林、東は飼料畑です。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図が添付されています。</p> <p>以上で報告を終わります。委員の皆様方の審議をよろしく願います。</p>
議	長	18番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員挙手。 よって整理番号1番は、非農地証明が決定しました。
議	長	議案第5号 非農地証明願は、1件の申請のうち、1件の許可が決定しました。

事務局	<p>その他。事務局お願いします。</p> <p>総会資料の最終25ページをご覧ください。7月の月例報告をします。</p> <p>去る5日、7月の定例常設審議委員会が鹿児島市の方でありました。それから去る25日現地調査が市内一斉にありました。本日が第5回農業委員会の総会です。</p> <p>8月の行事予定ですが、5日が8月の定例常設審議委員会が鹿児島市の方であります。25日が現地調査です。30日が第6回の農業委員会の総会ということになります。</p> <p>月例報告は以上です。</p>
事務局	<p>これで、平成28年度 第5回農業委員会総会を終わります。</p> <p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>おつかれ様でした。</p> <p>【終了時間 午前9時52分】</p>

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長	会 長
伊佐市農業委員	9 番委員
伊佐市農業委員	10 番委員

